

告 示

埼玉県選管告示第二十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和三年五月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

	施設の開設主体及び名称	所在地
旧	医療法人福島会上武病院	埼玉県本庄市小島五丁目六番一号
新	医療法人福島会彩北病院	